空き家活用支援事業

補助金交付申請の手引

兵庫県

令和8年4月

1　手続の流れ

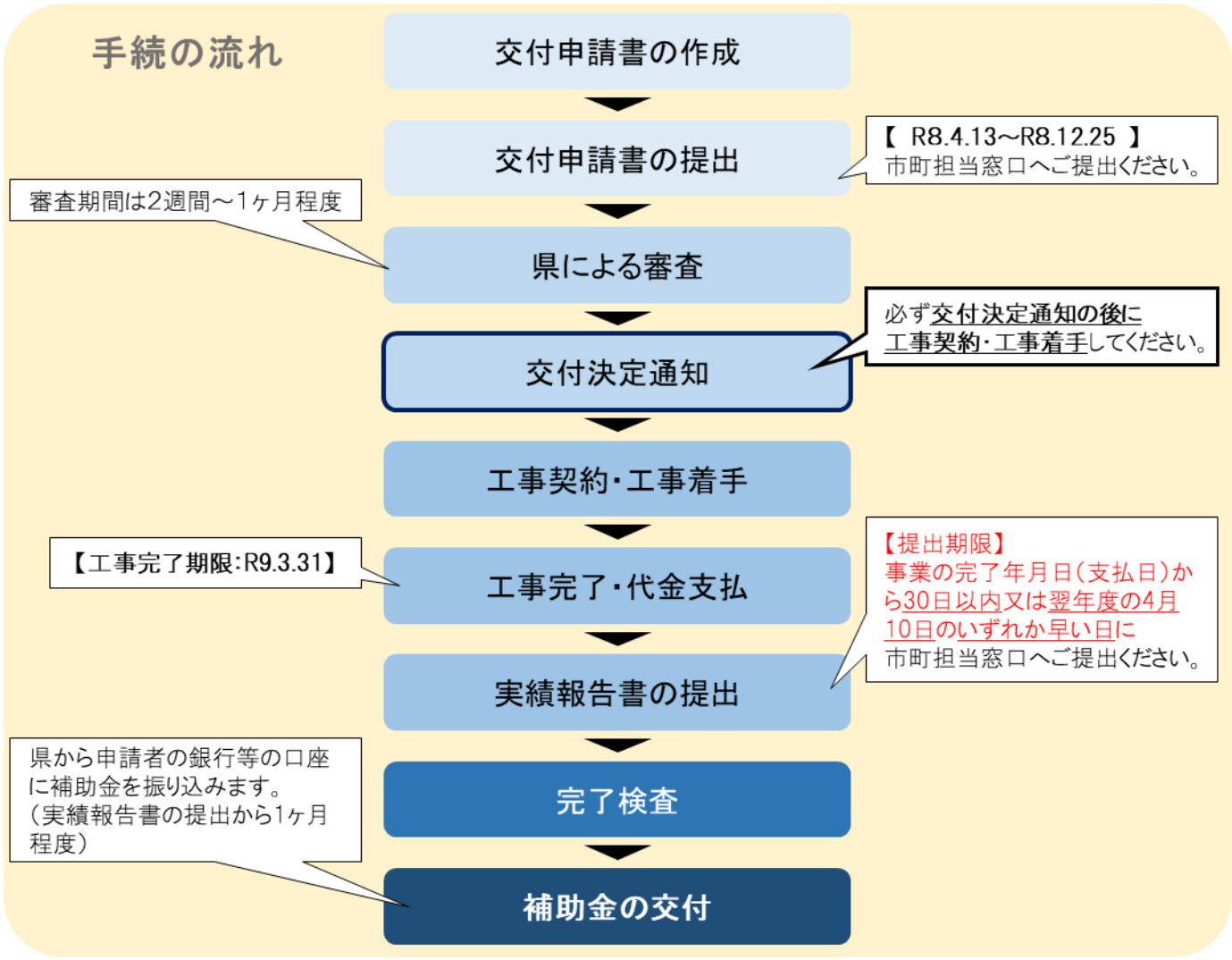

※本事業により改修を行った建物は、事業（工事）完了後 **10 年以上活用すること**が条件となります。**事業完了後１年目、４年目、７年目、10 年目に県への状況報告を行う必要があります**のでご了承ください。

2　必要書類

交付申請に必要な書類は申請するタイプにより異なりますので、次の必要書類一覧表によりご確認の上、書類を作成してください。

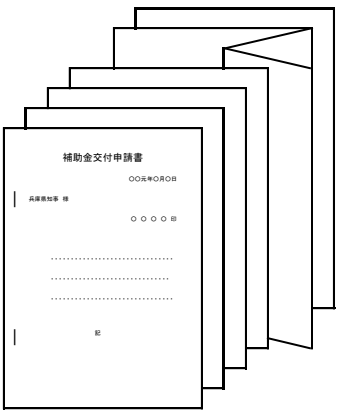

○必要書類一覧表

①住宅型（一般/若年・子育て世帯/UJIターン世帯/学生シェアハウス）

名称	様式	注意点
1 補助金交付申請書	要綱様式 第1号	
2 暴力団等に該当しない旨の誓約書	要綱様式 第1号の2	
3 誓約書	要領様式 第3号	
4 実施計画書	別紙 1－1	
5 住民票の写し	任意様式	住宅型〈若年・子育て世帯〉、住宅型〈UJI ターン世帯〉の場合のみ
6 空き家の所有者が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
7 空き家の建築年月が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
8 承諾書	要領様式 第4号	補助金申請者と空き家所有者が異なる場合（所有者が複数人となる場合を含む。）に提出すること。
9 耐震性能確認書	要領様式 第2号	昭和 56 年5月 31 日以前に着工された空き家の場合のみ提出。
10 事業費内訳表	要領様式 第1号	見積書との整合が確認できるもの
11 工事費見積書の写し	任意様式	補助対象外の項目は備考欄等にその旨を記載すること。
12 設備機器のカタログ	任意様式	キッチン・ユニットバス・トイレ・洗面台・給湯機等設備機器等のカタログを提出すること。
13 建物図面 （補助対象として申請する改修工事内容を記入したもの。）	任意様式	・付近見取図 ・配置図 ・平面図（改修前後） ・その他工事内容が確認できる図書
14 現況写真	任意様式	外観、居室、台所、浴室、便所、玄関及び改修箇所の状況が分かるもの
15 債権者登録書	規定様式	

②事業所型（一般/UJIターン）

名称	様式	注意点
1 補助金交付申請書	要綱様式 第1号	
2 暴力団等に該当しない旨の誓約書	要綱様式 第1号の2	
3 誓約書	要領様式 第3号	
4 実施計画書	別紙 1－1	
5 ＜申請者が個人の場合＞ 住民票の写し ＜申請者が法人の場合＞ 登記事項証明書	任意様式	事業所型＜UJI ターン＞の場合のみ
6 空き家の所有者が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
7 空き家の建築年月が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
8 承諾書	要領様式 第4号	補助金申請者と空き家所有者が異なる場合（所有者が複数人となる場合を含む。）に提出すること。
9 耐震性能確認書	要領様式 第2号	昭和 56 年5月 31 日以前に着工された空き家の場合のみ提出。
10 事業費内訳表	要領様式 第1号	見積書との整合が確認できるもの
11 工事費見積書の写し	任意様式	補助対象外の項目は備考欄等にその旨を記載すること。
12 設備機器のカタログ	任意様式	キッチン・ユニットバス・トイレ・洗面台・給湯機等設備機器等のカタログを提出すること。
13 建物図面 （補助対象として申請する改修工事内容を記入したもの。）	任意様式	・付近見取図 ・配置図 ・平面図（改修前後） ・その他工事内容が確認できる図書
14 現況写真	任意様式	外観、居室、台所、浴室、便所、玄関及び改修箇所の状況が分かるもの
15 債権者登録書	規定様式	

③地域交流拠点型

名称	様式	注意点
1 補助金交付申請書	要綱様式 第1号	
2 暴力団等に該当しない旨の誓約書	要綱様式 第1号の2	
3 誓約書	要領様式 第3号	
4 実施計画書	別紙 1－1	
5 地域団体等の登記事項証明書	任意様式	個人の場合は不要。
6 ワーケーション施設に関する計画書	要領様式 第5号	ワーケーション施設として活用する場合のみ
7 定額制多拠点居住サービス施設に関する計画書	要領様式 第6号	定額制多拠点居住サービス施設として活用する場合のみ
8 コワーキングスペースに関する計画書	要領様式第7号	コワーキングスペースを設置する場合のみ
9 空き家の所有者が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
10 空き家の建築年月が確認できる書類	任意様式	登記事項証明書や課税台帳等
11 承諾書	要領様式 第4号	補助金申請者と空き家所有者が異なる場合（所有者が複数人となる場合を含む。）に提出すること。
12 耐震性能確認書	要領様式 第2号	昭和 56 年5月 31 日以前に着工された空き家の場合のみ提出。
13 事業費内訳表	要領様式 第1号	見積書との整合が確認できるもの
14 工事費見積書の写し	任意様式	補助対象外の項目は備考欄等にその旨を記載すること。
15 設備機器のカタログ	任意様式	キッチン・ユニットバス・トイレ・洗面台・給湯機等設備機器等のカタログを提出すること。
16 建物図面 （補助対象として申請する改修工事内容を記入したもの。）	任意様式	・付近見取図 ・配置図 ・平面図（改修前後） ・その他工事内容が確認できる図書
17 現況写真	任意様式	外観、居室、台所、浴室、便所、玄関及び改修箇所の状況が分かるもの
18 債権者登録書	規定様式	

３　作成例

①補助金交付申請書、収支予算書（要綱様式 第1号）

様式第１号（第３条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

市役所(町役場)に提出する日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事　様

住民票の所在に関わらず、現在実際に住んでいる住所を記入してください。
住所が**改修する建物の住所と同じ場合、空き家に該当しないことから申請できません**のでご注意ください。

申請書の修正や交付決定通知書の送付等は基本的にメールで連絡させていただくため、必ずメールアドレスを記載してください。

住　　所　神戸市中央区下山手通５－10－１
団 体 名
代表者名　兵庫　太郎
電　　話　（078）341－7711番
電子メール　jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

【県補助金】の申請金額を記入してください。

令和〇年度において、空き家活用支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金900,000円を交付願いたく補助金交付要綱第３条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

着工日とは、工事業者との工事請負契約の締結日となります。提出日から１ヶ月程度以降の日付を記入してください。
※　**交付決定通知後に契約可能**となります。

１　事業の内容及び経費区分（実施計画書）

２　事業の着工予定年月日　　令和　〇年　６月　１日

　　事業の完了予定年月日　　令和　〇年　10月　30日

３　添付書類

　　別添のとおり

完了日とは、工事が完了し、工事代金の支払いが完了した日となります。工事代金の支払が完了する予定日を記入してください。

②暴力団等に該当しない旨の誓約書（要綱様式 第1号の2）

様式第１号の２（第３条関係）

誓　約　書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）
１　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
(1) 条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員に該当しないこと。
(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に掲げる者に該当しないこと。
(3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としないこと。
(4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）
２　補助金申請時の留意事項について
(1) 兵庫県まちづくり部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

> 第 15 条　知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
> (1)　法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
> (2)　補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
> (3)　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
> (4)　偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
> (5)　暴力団等であるとき。
> 2　知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者に通知するものとする。
> 3　知事は、第１項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。
> 4　前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

(2) 地方自治法第221条第２項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

> 第 221 条 2　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

交付申請日と同日付又は申請日より前の日付としてください。

令和〇年　〇月　〇日

兵　庫　県　知　事

斎　藤　元　彦　様

住　　所　神戸市中央区下山手通５－10－１

団 体 名

代表者名　兵庫　太郎

電　　話　（078）341－7711

電子メール　jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

③誓約書（要領様式 第3号）

（要領様式第３号）

令和　〇年　〇月　〇日

誓約書

交付申請日と同日付又は申請日より前の日付としてください。

兵庫県知事　様

空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約いたします。

・申請内容を遵守すること。

・申請内容に虚偽がないこと。

・改修工事の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。

・改修後10年以上申請内容の用途で活用すること。

・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。

・事業完了後、県で発行する広報刊行物やホームページ等に事例として掲載※1するための広報用資料※2を提供すること。

※１　広報用資料とあわせて、空き家の所在地（市又は郡町名まで）、構造や床面積等の概要、事業所名や店舗名等を掲載

※２　広報用資料

住 宅 型：改修前後の写真と改修コメント

事業所型：改修前後の写真と改修コメントを載せて投稿を行った SNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」を付して投稿を行う。

・動画の場合は動画データをあわせて提供

地域交流拠点型：改修前後の動画（1分以上）を作成して投稿を行ったSNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」を付して投稿を行う。

・動画データをあわせて提供

注）事業所型又は地域交流拠点型のSNSへの投稿については、投稿後、最低１年間は削除、非公開又は閲覧制限を行わず保持することに努めること。）

・事業完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、兵庫県が報告を求めた場合、必要な協力を行うこと。

氏名又は法人名等 代表者の職氏名	兵庫　太郎

④実施計画書（別紙 1-1）

住宅型＜若年・子育て支援タイプ＞の例を記入しています。

（別紙1−1−②）

実施計画書（住宅型<若年・子育て世帯タイプ>）

1 申請者

(1) 氏名	兵庫　太郎
(2) 住所	〒 650-8567 兵庫県神戸市下山手通5－10－1
(3) 電話	078－341-7711
(4) メール	jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

2 空き家の概要

建物登記簿の「所在」欄に記載されている地番を記載してください。

(1) 所在地	地　　番：○○市■■■１２３－４ 住居表示：〒 ○○○―△△△△ ○○市□□１－２－３		
(2) 建築時期	昭和60　年 10 月 － 日頃建築		
(3) 空き家期間	3　年 5 箇月　☐ 空き家バンク登録物件		
(4) 所有関係	☑ 取得済み　☐ 取得予定		
(5) 水回り設備の設置時期	台所（ 昭和60 年設置）	浴室（ 昭和60 年設置）	便所（ 平成3 年設置）
(6) 入居時期 居住期間	入 居 時 期 ： 令和○ 年 11 月頃 居住予定年数 ： 30 年間		
(7) 移住の動機	☐ 就農　☐ 親族の介護　☐ 仕事の都合　☐ 就職　☑ 親元への近隣居 ☐ その他（　　）		
(8) 入居世帯の構成	☑ 若年世帯　☑ 子育て世帯　（ 4 ）人　☑ 夫　☑ 妻　☑ 子　☐ その他		

続柄	夫	妻	子	その他（　　）
年齢	39 歳	32 歳	10 、 8 歳	歳

不明の場合は「―」を記入してください。

バンク登録物件ではない場合、6ヶ月以上必要です。

各設備を設置した時期を記入してください。浴室、便所、台所のいずれか1箇所以上が10年以上更新されていないことが必要です。

10年以上活用することが補助の条件となります。

3 補助金交付申請の概要

(1) 全体工事費	3,800,000 円
(2) 補助対象外経費	1,100,000 円　…（B）
(3) 補助対象経費	2,700,000 円　…（A）－（B）
(4) 交付申請額	1,350,000 円

事業費内訳表に記載された全体工事費と一致しているかご確認ください。

他の補助制度の活用

☐ 無

☑ 有

(B)のうち、他の補助金の対象になっている経費があれば「有」を選択し、下記に事業名、対象経費、補助金額を記載してください。

事　業　名　：　○○○○事業　☐ 国 ☐ 県 ☐ 市町 ☐ その他

補助対象経費　：　500,000 円

補 助 金 額　：　250,000 円

事業費内訳表に記載された補助対象工事費と一致しているかご確認ください。

【県補助金】の申請金額を記入してください。

⑤承諾書（要領様式 第4号）

申請者と空き家の所有者が異なる場合のみご提出ください。

（要領様式第４号）

承　諾　書

交付申請日と同日付又は申請日より前の日付としてください。

令和　○年　○月　○日

空き家活用支援事業への申請に当たり、以下のことについて同意いたします。

1　交付申請者（氏名：兵庫　太郎　）が本事業の補助を受け、私の所有家屋（所在地：○○市■■■■１２３－４）を改修すること。

2　本事業の助成を受けて改修した所有家屋を工事の完了日から 10 年以上継続的に
☑ 住宅（ 住宅 ・ 住宅宿泊施設 ・ 学生シェアハウス ）・□ 事業所・
□ 地域交流拠点 ）として活用し続けること。

3　賃貸借契約を締結する場合、改修部分については契約期間満了後の現状回復を求めないこと。

・空き家所有者の名前について、建物登記等に記載された所有者名と一致していることをご確認ください。
・共有名義となっている場合は、共有名義の方全員分の承諾が必要です。

（空き家所有者）
住　所　○○市○○通り○番地
氏　名　△△　△△
連絡先　123-456-7890

⑥耐震性能確認書（要領様式 第2号）

交付申請日と同日付又は申請日より前の日付としてください。

（要領様式第２号）

令和　○年　○月　○日

耐 震 性 能 確 認 書

兵庫県知事　様

確認者氏名：神戸　市郎
（一級）建築士（大臣）登録第 123456 号
建築士事務所名：住宅政策一級建築士事務所
（一級）建築士事務所（兵庫県）知事登録第 78900 号

（申請者）兵庫　太郎が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。
なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

1 建物概要	(1)所在地	○○市■■■1234
	(2)申請種別	☑住宅型　□事業所型　□地域交流拠点型
	(3)改修後用途	☑自己用（☑居住用　□業務用）　□左記以外
	(4)規模 改修前 上段（ ）に記入 改修後 下段に記入	地上　（2 / 2）階　地下　（0 / 0）階
		建築面積：（51.23 / 53.45）㎡　延べ面積：（103.18 / 103.18）㎡
2　耐震診断の方法		□一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法…(1) （□ 一般診断法　□ 精密診断法）
		☑市町が実施する簡易耐震診断…(2)
		□一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断…(3)
		□一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断…(4) （□ 第１次診断法　□ 第２次診断法　□ 第３次診断法）
		□一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2009年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断…(5) （□ 第１次診断法　□ 第２次診断法　□ 第３次診断法）
		□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算による耐震診断…(6)
		□上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断 （診断方法：　　）…(7)
3　改修前における耐震診断結果 評点　0.3		（所見） 昭和55年に旧耐震で建てられた建物であり、耐力壁が少なく、接合金物も使われていない。構造的なバランスは、平面的、立面的にも問題ない。経年劣化が著しく、構造部材に腐朽がある。
4　改修後における耐震診断結果 評点　0.7		（耐震改修の方針） 構造バランスを考慮した上で、耐力壁の新設等を行い、建物全体の耐震性能を向上させる。
		（具体的な補強方法） ・耐力壁の新設　・既存耐力壁の補強　・接合金物の設置 ・腐朽している部材の交換　・２階床の補強
5　備　考		

※　この様式は、改修建築物が昭和56年５月31日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること。

改修前後で面積が変わらない場合も両方ご記入ください。

改修前において所定の耐震性(P11 参照)を満たさない場合は、耐震設計を実施し、工事完了後に見込まれる評点を記入してください。

【参考】必要となる耐震基準

（一定の耐震性能）

第５条　要綱別表その他の事項欄第４項の一定の耐震性能を確保するものは、改修後において別表第１に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により改修建築物の居住者・利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２条に規定する建築士の確認を受けたものとする。

別表第１（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">耐震診断区分</th><th rowspan="2">構造区分</th><th colspan="2">耐震基準</th></tr>
<tr><th>改修建築物を自己の居住の用に供する場合</th><th>左記以外の場合</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025 年改訂版、2012 年改訂版、2004 年改訂版）による一般診断法又は精密診断法</td><td>木造</td><td>上部構造評点が 0.7 以上</td><td>上部構造評点が 1.0 以上</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>市町が実施する簡易耐震診断</td><td>木造</td><td>総合評点が 0.7 以上</td><td>総合評点が 1.0 以上</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(2025 年改訂版、2011 年版、1996 年版)による耐震診断</td><td>鉄骨造</td><td rowspan="3">構造耐震指標(Is)が 0.3 以上</td><td>構造耐震指標(Is)が 0.6 以上</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2017 年改訂版、2001 年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td rowspan="2">構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が 1.0 以上</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」(2009 年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断</td><td>鉄骨鉄筋コンクリート造</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第３章第８節に規定する構造計算による耐震診断</td><td>全ての構造</td><td colspan="2">構造計算により安全性が確かめられること。</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断</td><td>全ての構造</td><td colspan="2">上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。</td></tr>
</table>

⑦事業費内訳表（要領様式 第1号）

見積書の分類に合わせて記載してください。
工事業者が複数となる場合は、各工事を担当する業者名を記載してください。（全て同じ業者であれば記載不要です。）

個人・消費税の免税業者が申請する場合は、税込金額で計上してください。

事 業 費 内 訳 表

		名称	補助対象	補助対象外	計
改修費		浴室改修工事 （A社）	¥900, 000	¥200, 000	¥1, 100, 000
	2	トイレ改修工事 （A社）	¥300, 000	¥100, 000	¥400, 000
	3	仮設費（A社）	¥200, 000	¥50, 000	¥250, 000
	4	諸経費 （A社）	¥100, 000	¥25, 000	¥125, 000
	5	台所改修工事 （B社）	¥1, 200, 000		¥1, 200, 000
	6	耐震改修工事 （C社） ※市町補助の補助対象経費		¥725, 000	¥725, 000
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
		改修費　計　【A】	¥2, 700, 000	¥1, 100, 000	¥3, 800, 000
事務機器取得費	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
		事務機器取得費　計　【B】			
		合計　【A】＋【B】	¥2, 700, 000-	¥1, 100, 000-	¥3, 800, 000-

仮設費、諸経費は工事全体に対する費用であるため、補助対象外工事が含まれる場合は、補助対象工事と補助対象外工事費の割合に応じて按分した金額を計上するか、全額を補助対象外に計上してください。
なお、値引きについては割合に応じて按分した金額を計上するか、全額補助対象に計上してください。（値引きの場合は全額を補助対象に計上することが安全側となります。）

消費税の課税業者が申請する場合は、補助対象経費は税抜き金額で計上する必要があります。各工事費を税抜き金額で記載し、各工事費とは別に「消費税」として全額補助対象外経費に計上してください。
（工事全体金額は工事契約金額及び領収証の金額と整合する必要があるため、税込み金額で記載することとなります。）

事務機器取得費を補助対象経費として計上できるのは、下記①②のいずれにも該当する場合に限ります。
①地域交流拠点型の申請であること。
②コワーキングスペースを設けること。

⑧工事費見積書の写し

No. 1

【 明 細 書 】

工事名：下水排水工事

名　称	仕　様	数 量	単位	単 価	金 額	摘　要
給水管　HIVP-13	一般	6	M	1,351	8,106	
排水管　VU-50	一般	3	M	3,212	9,636	
排水管　VU-75	一般	3	M	5,036	15,108	
[illegible]		22	M	4,635	101,970	
[illegible]					933	
[illegible]	100X200					
洋式便器	CS670B-SH670BA	1	台			
ｳｫｼｭﾚｯﾄｱﾌﾟﾘｺｯﾄ	TCF4511EAK	1	台	114,000	114,000	
紙巻器	YH51R	1	台	2,650	2,650	
切削工事		1	式		11,000	
はつり工事		1	式		27,500	
穴明け工事		1	式		20,000	
はつり補修		1	式		9,100	
掘り方埋め戻し工事		1	式		46,200	
[illegible]		1	式		20,800	
					33,600	
小　計						

・具体的な工事の内容（材料費、労務費の別等）が分かる見積書をご提出ください。

（「下水排水工事　一式　〇〇円」としか記載されていないものは、費用の内訳が確認できないため不可です。）

・補助対象となる改修費用は、機能回復又は設備改善に必要な工事費用が対象となりますが、以下の経費は対象外となりますので、見積書をよく確認の上、補助対象経費を算出してください。

＜補助対象外経費＞

1　申請手続又は検査に係る費用

2　設計又は調査に係る費用

3　壁・床・天井など建築物と一体となっていない設備機器又は照明機器に係る費用

（シーリングライト、エアコン等）

4　高効率給湯器に係る費用

（電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリット給湯機）等）

5　業務用の設備機器に係る費用

6　外構工事に要する費用

7　増築工事又は改築工事に要する費用

・システムキッチン、ユニットバス、トイレ、洗面ユニット、給湯機等設備機器等については、見積書の備考欄に型番を記載し、対応するカタログを提出してください。

⑨建物図面（改修後平面図の作成例）

：補助対象工事箇所

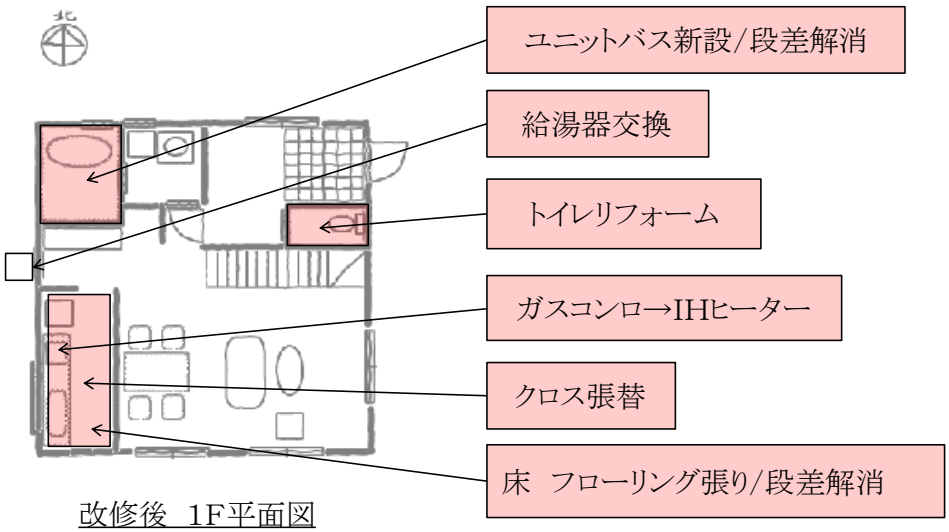

改修後　1F平面図
S＝1/100

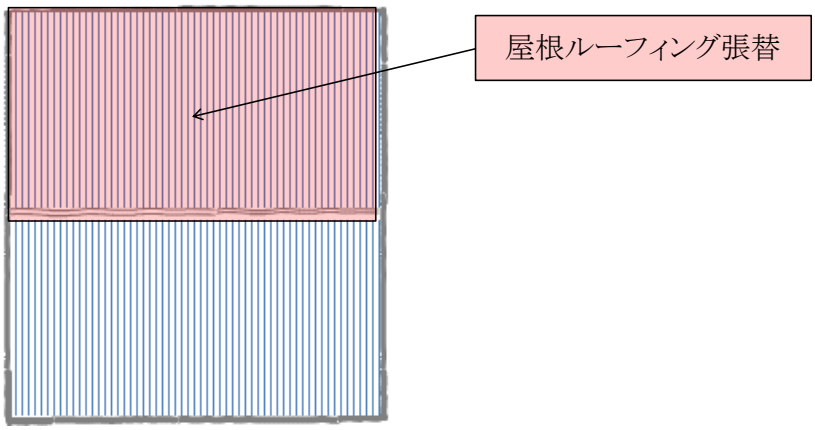

改修後　屋根伏図
S＝1/100

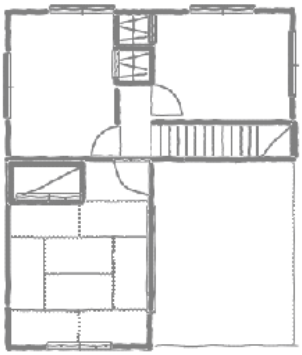

改修後　2F平面図
S＝1/100

公共下水への接続や浄化槽の設置等に市町の補助制度等を受ける場合は、当該費用を補助対象外とする必要があります。

⑩現況写真

・必要に応じて写真の枚数を追加してください。
・改修部分については改修前の写真を必ず提出してください。
・外観・玄関・台所・浴室・便所・居室については対象となる空き家に該当するかの判断材料となります。

【外観】

【玄関】

【台所】

【浴室】

【便所】

【1階洋室①】

【1階洋室②】

【2階洋室】

⑪債権者登録書

この登録書は、兵庫県の機関の１箇所に提出してください。

債　権　者　登　録　書

改正日：令和３年１月１日

■ 新規 □ 変更	※１　変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 □ 住所の変更　□ 氏名・法人名の変更　□ 電話番号（代表）の変更 □ 振込先の変更　□ その他（　　） ※２　変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 住所（所在地）	コウベシチュウオウクシモヤマテドオリ 神戸市中央区下山手通５－１０－１		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 屋号・氏名又は法人名	ヒョウゴ　ケンイチ 兵庫　県市		
郵便番号	650－8567	電話番号（代表）	078－341－7711
経理担当者氏名	（連絡先電話番号：　－　－　）		
記入者氏名	兵庫　県市　（連絡先電話番号：　078　－　341　－　7711　） （電子メール：　jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp）		
支払方法 ［該当を○で囲む］	２　口座振替払（口座振込）　・　３　隔地払（送金通知書）　・　４　隔地払（振替払出証書）		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 金融機関名 （払渡店）	ミツイスミトモ　エキマエ 三井住友 銀行　駅前 支店 （金庫）		支払方法が「２又は３」の場合記入 ［注意事項５］
預金種別 ［該当を○で囲む］	１　普通・総合　２　当座　４　貯蓄　９　その他（　　）		支払方法が「２」の場合記入
金融機関・支店番号	０００９・１２３	口座番号	１２３４５６７
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人	ヒョウゴ　ケンイチ 兵庫　県市		
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入			
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 別口普通預金口座	銀行　支店 （金庫）		前払金専用口座登録時の注意（兵庫県機関向け）･･･債権者コードの末尾（11桁目）に「A（大文字、半角）」、（複数口座があるときは B,C～とする）。氏名（漢字）の前に「（前金）」を入力
金融機関・支店番号	・	口座番号	（普通）
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人			

上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。

年　　月　　日

兵庫県あて

住　所（所在地）　神戸市中央区下山手通５－10－1
氏名又は法人名等　兵庫　県市
代表者の職氏名　兵庫

押印（認印）していただくか、押印を省略する場合は下記※2に記載された本人確認書類の写しを添付してください。

※１　登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項６を参照。
※２　本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。
【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書　・印鑑登録証明書　等
【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード　・運転免許証　・パスポート　・各種健康保険証　等